

データベースに関する新しい知的所有権 (sui generis right) と科学の発展への影響

○国沢 隆
次田 啓

The Newly Proposed Intellectual Property Right (sui generis right) for Databases and Its Possible Impacts on the Development of Science

○Takashi Kunisawa
Akira Tsugita

Abstract

A new type of intellectual property right (sui generis right), providing a second layer of database protection, has been proposed by the European Union in their Database Directive and by the World Intellectual Property Organization for their Database Treaty. Possible impacts of this new legal protection under the sui generis right on the development of science is discussed. The proposal of the sui generis right has been motivated to protect databases that lack originality in the selection or arrangement of information therein even though substantial amounts of time, efforts, or financial investment are required for their acquisition or production. The proposed right would include, in addition, protection of data themselves from which the databases have been produced. Thus, any new legislation designed to establish the sui generis right would have potentially adverse effects on the conduct and, therefore, development of science. An alternative approach based on prohibition against misappropriation would be preferable, since this type of protection is compatible with both the public's interest and the producer's economic return. A practical way is discussed of establishing a principle of full and open access to data that are obtained by use of public funds, namely, of establishing a "common right" to scientific data or databases.

1 はじめに

近年の計算機・通信技術の急速な発展は、研究活動ばかりでなく経済活動や社会生活に対しても、非常に大きな技術的可能性をもたらしつつある。我々の研究スタイルも大きく変わり、多くの研究者がネットワークを通じてデータベースを利用するようになった。また、デジタル化・ネットワーク化の進展により、新しい産業が数多く創出されることが予想される。このような背景のもとで、データベースに関して新しい保護制度の国際的な立法化が検討され始めた。これと並行して、多くの国で、国内法の整備についての検討も開始された。日本学術会議情報学研究連絡委員会学術データ情報専門委員会およびその小委員会でも、科学者の立場からこのデータベースの新しい保護制度について検討をしている。本報告では、この学術会議での議論の一部を紹介すると共に、データ公開についての一つの試案を提案する。

2 著作権法による保護の範囲と限界

著作権の基本となる考え方は、米国法が示すように、製作者の労働に対する経済的な私的利益の保護を第一に考えるというよりも創造性や革新性の創出による科学や芸術の発展という公共の利益を確保するために製作者に限定的な権利を与える、ということにある[1]。したがって、著作権制度は製作者が表現したものに対して権利を与えているが、同時に、アイディア、データ、システム、概念、原理、発見などは保護対象外に置かれ権利が制限されている。これらの保護対象外に置かれているものは、いづれも先行者が権利として独占すると後続者の活動が制限され創造性や革新性の創出が困難となるものであることが注目される。わが国の著作権法も、「情報の選択または体系的構成により創作性を持つ」データベースを保護することを定めている。主要国の著作権法の規定は様々であるが、その基本は同様と言ってよかろう。

しかしながら、著作権で要求される創作性の有無の判断基準は国ごとに異なる。わが国では、かなり低いレベルの創作性で保護を受けるのに対して、ドイツやフランスでは比較的高いレベルの創作性が要求されるようである。また、「体系的構成により創作性を持つ」データベースの内容をすべて複製して新たな体系的構成を持つデータベースを再構成する競争相手に対して、著作権は効力がないと考えられる[2]。このように、創作性のレベルの統一基準がないことと現行の著作権法の限界から、データベース作成に資金と労力を投資した製作者側には現在の著作権法とは別の新たな保護制度の導入を望む意見がある。

3 独自の (sui generis) 権利とは

European Union (EU) では、データベース分野は商工業の広範な活動を支える基盤的役割を果たすと考えられるにも拘らず、加盟国ごとに著作権の保護基準が異なっていた。このために、EU のデータベース分野への投資は世界的に見て遅れているとの問題意識から、データベースの統一的な保護制度を制定することにより、データベース分野への投資の促進を図ることを目的として、EU の理事会および議会はデータベースの投資者の保護のために投資者に独自の (sui generis) 権利を与える制度を導入するという政策判断をした[3]。ここでいう独自の (sui generis) 権利とは、データベースあるいはそれを構成するデータが著作権やその他の権利の対象となるか否かに拘らずにデータベースへの投資という行為自体が独自にもつ権利という意味であり、データの抽出や再利用を許諾するかしないかを決定する権利のことをいう。1996年に EU 理事会および議会が採択した「データベース指令 (EU Databases Directive)」では、加盟各国がこの目的のための法制度を1998年1月1日までに制定することを求めており、外国で作成されたデータベースは当該国に相当する制度がある場合のみ保護対象とすること（いわゆる相互主義）を規定している。また、EU は世界知的所有権機関 WIPO (World Intellectual Property Organization) に同趣旨の国際条約[4]の採択を提案した。この間の経緯と提案に対する様々な意見は苗村[2]のホームページに詳しく説明されている。

この新しい独自の (sui generis) 権利については以下に述べる原理的問題点があると考える。

- (a) 著作権法の要件が創作性にあったのに対して、この新しい独自の (sui generis) 権利はどういうデータベースを作成したかではなく、どれだけデータベースに投資したか

が問われることになる。なぜ、データベースについてだけ投資保護のための権利が与えられるのかという合理的説明がない。

- (b) 著作権法では著作者の利益と公共の利益とのバランスがとられ権利の限界が規定されていたが、投資という無限定な行為に対しては権利の限界が設定できない。
- (c) データベースの構成要素であるデータそれ自体は著作権法の保護の対象外に置かれているが、新しい権利のもとでは保護対象となる。このため、科学の発展にとって必須の条件であるデータの自由な交換が制約され科学の発展を阻害する恐れがある。

上記 (c) の理由により、ICSU (International Council of Scientific Unions) やその常設委員会である CODATA (Committee on Data for Science and Technology) はこの新しい独自の権利の立法化に反対意見を表明している [5]。また、学術会議情報学研究連絡委員会の对外報告においても、新しい独自の権利の法制化が科学の発展にとって好ましくない影響をもたらすことの懸念を表明している [6]。日本工学アカデミー情報専門部会も、独自の権利の制度化により学術・研究分野が最も大きな被害を受ける可能性を指摘し、もしもこの権利制度を新設する場合に留意すべき条件を列挙している [7, 2]。上記理由 (a)に基づいて、EU データベース指令や WIPO 条約草案の基本概念である投資保護についてのコンセンサスは得られ難く、むしろ、不正競争防止法による保護を支持する意見がある [8]。この他に、新たな保護制度の必要性についてやや肯定的な意見 [9] や新しく制度化することが情報革命を逆に遅らせたり、巨大資本による情報の独占化が進むことを懸念する意見もある [10]。また、学術・研究分野を例外規定として独自の権利の制度化をすればよいとの意見もあるが、上記理由 (b) により、例外規定は投資保護という基本概念と両立しないと考える。なぜなら、学術・研究分野を対象とした創作性のない商用データベースも存在しうるから。

創作性が認められず、したがって著作権のないデータベースであっても、その労力は尊重され、したがって保護されなければならない。このようなデータベースの保護制度として、独自の権利のアプローチよりも不正使用の禁止というアプローチが、上記の理由により、適切であると考えられる。実際、わが国でも、投資保護についての幅広いコンセンサスは得られておらず、不正競争防止法による保護が有力になりつつあるそうである [8]。情報源が独占されているデータ、公共性のあるデータ、学術研究・教育などの公正な目的によるデータ、などの自由な利用が確保されることを定めた上で、EU のデータベース指令のような抽出権・再利用権という権利の付与ではなく、一定期間のデータの再利用行為（複製したものの売り出しなどの不正競争行為）の規制という制度が適切であると考える。

4 学術データ公開原則の確立についての提案

学問の発展のためにはデータに自由にアクセスでき利用できることが必要である。したがって、学術分野で自由利用できるデータの種類や範囲は一般社会の制度で認められたものと必ずしも一致する必要はなく、むしろ、もっと広いことが望ましいと考えてよかろう。上述したように WIPO でデータベースに関する新しい権利保護制度についての法制化が議論されていることを考えると、どのような学術データに対して自由なアクセスと利用を認めるかということの検討を急がなければならないだろう。この点について、公的資金（税

金) を用いて得たデータを公開・共有するという原則を確立することを提案する。学術データの取得にはそのほとんどの場合に公的資金が投入されており、得られたデータや研究成果は誰でも利用できるように公開してすることが科学者の責務であろう。米国ではすでに政府の資金を用いて得たデータは、一定の研究期間の後に、原則として公開されることになっている。公的資金の定義やどのように公開するかという点はこれから検討しなければならないが、とりあえず、例えば科学研究費の申請書に、実験・観測計画の中にデータの公開・非公開を記入する欄を設け、公開するならその計画とそのための予算を明示した上で審査するというのはいかがであろうか。審査員が非公開のもっともらしい理由があると判断すれば非公開でよく、また、同一テーマで研究計画遂行能力もほぼ同じぐらいと判断される2つの申請に対しては公開時期の早い方を採択することも考えてよからう。数年間の試行期間の後、意見調査を実施した上で、公的資金を用いて得たデータの公開・共有原則について改めて検討すればよい。公的資金を用いて得たデータが誰のものであるかということを念頭に置くと、誰もが自由に利用できる権利、Copyright に対して Common Right、を確立していくことが科学の発展のために重要であろう。

- [1] 名和小太郎 「サイバースペースの著作権」 中公新書 (1996年)
- [2] 苗村憲司 「データベースの新たな保護制度について」
<http://sfc.keio.ac.jp/~naemura/IPRP/db/d980223.htm> (1998年)
- [3] Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of database
<http://www2.echo.lu/legal/en/ipr/database/text.html> (1996年)
- [4] Basic Proposal for the Substantive Provisions of the Treaty on Intellectual Property in Respect of Databases to be Considered by the Diplomatic Conference
<http://www.loc.gov/copyright/wipo6.html> (1996年)
- [5] Ferris Webster, Threat to full and open Access to data
http://www.nrc.ca/programs/codata/data_access/threat.html (1996年)
- [6] 日本学術会議情報学研究連絡委員会对外報告「データベースに関して新たに提案されている知的所有権について」 (1998年)
- [7] 苗村憲司 「データベースの新たな保護制度に関する検討について」
EAJ NEWS No.59, 1-2 (1997年)
- [8] 吉田正夫 「データベースの法的保護の最新動向」 情報管理 40, 1031-1036 (1998)
- [9] 知的財産研究所 「データベースの法的保護のあり方について」 (1997年)
- [10] 加藤樹之 「著作権、保護拡大慎重に」 日経新聞 11月29日 (1996年)

国沢 隆 (東京理科大学理工学部)

Takashi Kunisawa, Dept. of Applied Biological Sciences, Science University of Tokyo

次田 啓 (東京理科大学生命科学研究所)

Akira Tsugita, Research Institute for BioSciences, Science University of Tokyo